

令和元年度工事監査

監査の種別 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査
監査の対象 工事件名：福生第三小学校増築工事（建築）
所管部課：教育部教育総務課（工事施工課）
総務部契約管財課（契約担当課）
実施期間 令和元年 9 月 18 日から令和 2 年 2 月 29 日まで
監査委員 平田 敬太郎 ・ 杉山 行男

【意見・要望等】

指摘事項	改善等措置
<p>1 施工体制台帳及び施工体系図について</p> <p>「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、公共工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、その契約金額にかかわらず、全ての工事において施工体制台帳及び施工体系図を整備しなければならない旨が定められており、当該工事契約の特記仕様書第 2 編第 1 章総則第 1 節一般事項においても、その旨が記載されている。</p> <p>しかしながら、本監査において、施工体制台帳及び施工体系図を確認したところ、一部に次のような不備が見受けられた。</p> <p>(1) 施工体制台帳</p> <p>ア 二次請負以下の下請負人との契約関係を示す書類が確認できないもの。</p> <p>イ 二次請負以下の下請負人について健康保険等の加入状況が未記載のもの。</p> <p>(2) 施工体系図</p> <p>ア 下請負人について、記載が漏れていたもの。</p> <p>請負業者は、その責任において施工体制台帳及び施工体系図を不備なく正確に作成するとともに、常に最新の状態にしておくことを要望する。</p>	<p>監査後、現場代理人及び監理員と指摘事項の内容について改めて確認し、早急に対応するように口頭で指示をした。</p> <p>その後、監督員が指摘事項の改善を確認した。</p>